

「野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ投資一任契約書」新旧対照表

2018 年 11 月 26 日改定

（下線部変更）

新	旧
第 11 条（定時定額払戻） 1.～5.（省略） 6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。 ①（省略） ②月末最終営業日の前々営業日における運用資産の <u>当月払戻金</u> <u>額を除く時価評価額</u> が 300 万円を下回った場合 翌月以降の 払戻は行わず、定時定額払戻を終了します。 7. （省略）	第 11 条（定時定額払戻） 1.～5.（省略） 6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。 ①（省略） ②月末最終営業日の前々営業日における運用資産の時価評価額 が 300 万円を下回った場合 翌月以降の払戻は行わず、定時 定額払戻を終了します。 7. （省略）

以上